

# 農地で住宅を新築するなど 農地を農地以外に活用することを 計画されている皆さまへ

- ◆ 長野市内で開発や工事の計画を立てるときには、まずその土地が遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の範囲内か否かを、以下の方法で確認してください。
  - ① 長野市のホームページから行政地図情報（GIS）で検索する。
  - ② ファックスや電子メールで埋蔵文化財センターに照会する。
  - ③ 長野市役所や埋蔵文化財センターで遺跡地図を閲覧する。
- ◆ 遺跡がある場所（埋蔵文化財包蔵地の範囲内）で、土地の掘削を伴う建築や土木工事などを行うときには、文化財保護法による工事着手前の届出が義務付けられています。（文化財保護法第93条第1項）

届出をせず、遺跡内で工事を行った場合、  
工事を中断していただくことがあります！

手続きの流れは裏面を  
ごらんください！



## ◆ お問い合わせは…

長野市観光文化部文化財課

### 長野市埋蔵文化財センター

〒381-2212 長野市小島田町 1414 番地  
（長野市立博物館内）

電話 026-284-0004 FAX 026-284-0106

電子メール maibun@city.nagano.lg.jp

# 埋蔵文化財の保護に関する手続きの流れ

※ 長野市のホームページでもご案内しています。

